

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(13) [略]	(利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(13) [略] <u>(14) 緊急避妊薬投薬料</u> <u>1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に69点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</u>
(14) [略]	(15) [略]
(15) [略]	(16) [略]
(16) [略]	(17) [略]
(17) [略]	(18) [略]
(18) [略]	(19) [略]
(19) [略]	(20) [略]
(20) [略]	(21) [略]
(21) [略]	(22) [略]
(22) [略]	(23) [略]
(23) [略]	(24) [略]
(24) [略]	(25) [略]
(25) [略]	(26) [略]
(26) [略]	(27) [略]
2～8 [略]	2～8 [略]

備考 改正部分は、下記の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。